

あびバス運賃体系の見直し(乗り継ぎ券)についての意見募集 (パブリックコメント)

■ 目的

あびバス運賃体系の見直し(乗り継ぎ券)について、皆様からの意見を募集します。

■ 趣旨

あびバスでは、平成19年1月1日から、他のルートに無料で乗り継ぐことを可能にする発行当日1回限り有効な「あびバス乗り継ぎ券」を発行しています。

しかし、地域を一筆書きで運行する循環型のルートでは、終点で一旦降車しなくてはならず、目的地までに倍の運賃がかかるケースが発生しています。

このため、あびバスの利便性向上を図るため、あびバス乗り継ぎ券の適用範囲拡大について、道路運送法第9条第5項の規定により、意見を募集するものとなります。

なお、いただいた意見に対する回答は、あびバス乗り継ぎ券の適用範囲拡大に関する部分のみとなります。

■ 公表期間及び閲覧場所

期間 令和8年4月1日(水曜日)から4月30日(木曜日)まで

場所 市のホームページのほか、以下の場所でも閲覧できます。

交通政策課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各近隣センター、我孫子市民図書館布佐分館

■ 意見の提出方法及び期限

提出にあたっては、備え付けのパブリックコメント意見書に「住所」、「氏名」、「パブリックコメント件名」を明記し次のいずれかの方法で提出してください。口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承願います。

① 交通政策課へ郵送 ② 交通政策課へFAX ③ ちば電子申請サービス

④ 交通政策課の窓口を持参 ⑤ 閲覧場所の窓口へ提出(各近隣センター、市民プラザ、湖北地区公民館は備え付けの意見書投函箱に投函)してください。

提出期限 令和8年4月30日(木曜日)(必着)

提出先・問い合わせ 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 交通政策課 公共交通係 TEL: 04-7185-1111 (内線20-330、659)

FAX: 04-7185-8013

■ いただいたご意見への対応

提出された意見と意見に対する市の考え方を、ホームページ及び上記の閲覧場所で公表します。また、意見に基づき内容を修正した場合には、修正内容も公表します。

なお、提出された個々の意見に対して直接回答はいたしませんので、ご了承ください。

あびバス運賃体系の見直し（乗り継ぎ券）についての意見募集 （パブリックコメント）

あびバスでは、利用者の利便性を図るため、平成19年1月1日から当日1回限り有効な乗り継ぎ券を発行して他のルートに無料で乗継ぐことができる制度を開始しています。

しかし、地域を一筆書きで運行する循環型のルートでは、あびバスを利用して買い物に行く場合に、行きに200円、帰りに400円、合計600円の運賃がかかるケースが発生しています。

このため、あびバスの利便性向上を図ることを目的に、あびバス乗り継ぎ券の適用範囲を拡大することについて、意見を募集するものとなります。

○乗り継ぎ券の適用範囲拡大（案）

始点と終点が同一となる循環型ルートで運行するあびバスにおいて、終点から「次便」に乗り継ぎ、終点より前のバス停にて降車する場合には、乗り継ぎ券を発行し1回限り無料とします。

なお、利用者は、乗り継ぎ券を必ず乗車時に提示することとし、紛失については再発行いたしません。

（1）対象ルート（循環型）

- ・根戸ルート
- ・布施ルート
- ・栄・泉・並木ルート

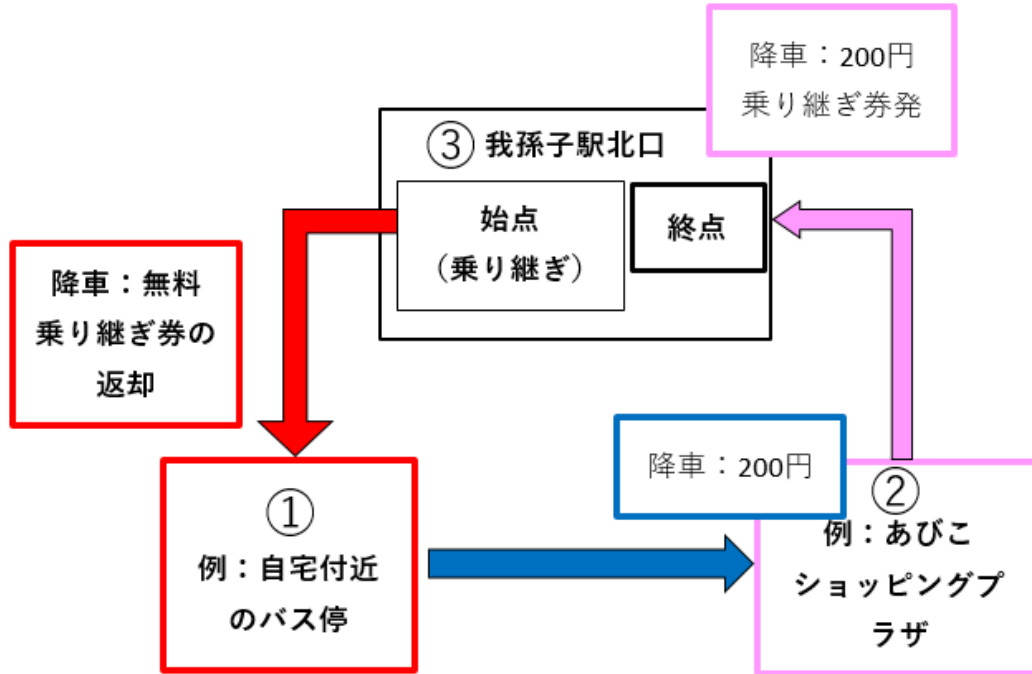
※他ルートへの乗り継ぎについては、全ルート対象です。（令和8年9月1日から、あびバス平和台ルートへの乗り継ぎも可能となります。）

（2）適用日

令和8年7月1日（予定）

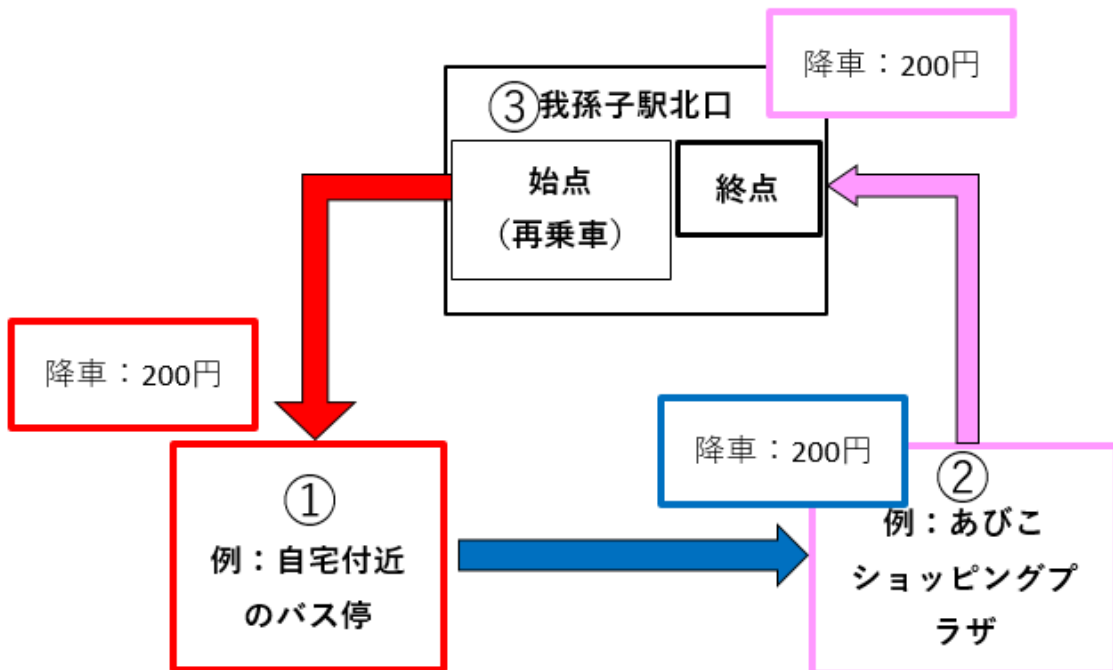
※適用範囲を拡大した場合

変更後のイメージ (あびこショッピングプラザに買い物に行くと、終点で同じルートに乗り継ぎして自宅まで往復400円で帰宅できる)



※現在の適用範囲

現状イメージ (あびこショッピングプラザに買い物に行くと、始点で再乗車するため自宅まで往復600円かかる)



【新旧対照表】

新（適用範囲を拡大した場合） ※令和8年7月1日から	旧（現在の適用範囲） ※令和8年6月30日まで
<p>① あびバス利用者が他ルートへ乗り継ぐ場合に発行。</p> <p>② <u>循環型ルート内で終点から「次便」に乗り継ぐ場合に、乗り継ぎ券を発行。</u></p> <p>※ 乗り継ぎ券は1回限り有効で、発行日当日に限り無料での乗車が可能。</p> <p>※ 利用者は、乗り継ぎ券は必ず乗車時に提示し、降車の際に運転士に返却すること。</p> <p>※ 乗り継ぎ券の無効化、紛失については再発行しない。</p>	<p>① あびバス利用者が他ルートへ乗り継ぐ場合に発行。</p> <p>※ 乗り継ぎ券は1回限り有効で、発行日当日に限り無料での乗車が可能。</p> <p>※ 利用者は、乗り継ぎ券は必ず乗車時に提示し、降車の際に運転士に返却すること。</p> <p>※ 乗り継ぎ券の無効化、紛失については再発行しない。</p>